

青森県報

号外第九十四号

平成二十年
十一月二十八日
(金曜日)

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

目 次

人事委員会

- 人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)等の一部を改正する規則……………(職員課) ……一
- 人事委員会規則一四 二(職員団体の登録に関する規則)の一部を改正する規則……………(管理課) ……三

公安委員会

- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通指導課) ……三

公営企業

- 青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程……………(整備企画課) ……六
- 青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程……………(同) ……六
- 青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程……………(病院局) ……六
- 青森県病院局職員倫理規程の一部を改正する規程……………(経営企画室) ……六
- ……………(同) ……六

人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)等の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)等の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)等の一部を次のように改正する。

(人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部改正)

第一条 人事委員会規則六 一八(公益法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等

第一条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する法律」に改める。

第八条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

別記様式中「公益法人等への職員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する法律」に改める。

(人事委員会規則七 〇(給料等の支給)の一部改正)

第二条 人事委員会規則七 〇(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第五条の四中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部改正)

第三条 人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則(平成十六年二月二十日公布)の一部改正)

第四条 人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則(平成十六年二

月二十日(公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部改正)

第五条 人事委員会規則七 五五(復職時等における号給の調整)の一部を次のように改正する。

別表の備考中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部改正)

第六条 人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第七条 人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第三条第三号八中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第五条の二及び第五条の四第一項中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第八条第五号を次のように改める。

五 公益的法人等派遣職員

第十二条第二項第七号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部改正)

第八条 人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第六条第一項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
(人事委員会規則七 一〇九(住居手当)の一部改正)

第九条 人事委員会規則七 一〇九(住居手当)の一部を次のように改正する。

第四条の三中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部改正)

第十条 人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。
第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第五十五条に規定する一般地方独立行政法人の役員

第五条第三項第一号中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同項第二号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改め、同条第四項中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

(人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部改正)

第十一条 人事委員会規則七 一五九(単身赴任手当)の一部を次のように改正する。
第五条第三項第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改める。

(人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部改正)

第十二条 人事委員会規則七 一九一(平成十八年改正条例附則第九項から第十一項までの規定による給料)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第八号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。
(人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部改正)

第十三条 人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を次のように改正する。

第二条第七号及び第四条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

人事委員会規則一四 二(職員団体の登録に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四 二(職員団体の登録に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一四 二(職員団体の登録に関する規則)の一部を次のように改正する。

題名中「登録」を「登録等」に改める。

第一条中「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第五十四条に基づき、職員団体の登録)を」の規定に基づく職員団体の登録及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和五十三年法律第八十号。以下「法」という。)(第三条第一項の規定に基づく法人となる旨の申出)に改める。

第四条中「第五十四条」を「第三条第一項」に改める。

第六号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

青森県公安委員会規則第六号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条及び第四十四条を次のように改める。

(登録又は登録の更新の申請)

第四十三条 法第五十一条の八第一項の規定による登録又は同条第六項の規定による登録の更新を受けようとする法人は、登録(更新)申請書(別記様式第四十三号)を公安委員会に提出しなければならない。

(登録又は登録の更新の結果通知)

第四十四条 公安委員会は、前条の申請をした法人に対して、登録又は登録の更新をしたときは登録(更新)通知書(別記様式第四十四号)により、登録又は登録の更新をしないときは登録(更新)申請に関する通知書(別記様式第四十五号)により通知するものとする。

別記様式第四十三号から別記様式第四十五号までを次のように改める。

別記様式第43号（第43条関係）

| | | | |
|-------|---|---|---|
| 受理年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 受理番号 | | | |
| 登録年月日 | | | |
| 登録番号 | | | |

登録申請書 登録更新

道路交通法第51条の8 第2項の規定により登録の
申請をします。

青森県公安委員会 殿

年 月 日

（土たる事務所の所在地）
（名称）
（代表者の氏名）

印

| | |
|-----------------|--|
| （ふりがな） 法人の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | 電話（ ） |
| 法人の種類 | 1 株式会社 2 財団法人 3 社団法人 4 その他（ ） |
| （ふりがな） 代表者氏名 | |

（登録更新申請の場合のみ記載）

| | | | | |
|--------------------|---|---|---|----|
| 登録通知書に記載されている登録年月日 | 年 | 月 | 日 | 登録 |
| 登録通知書に記載されている登録番号 | 第 | | | 号 |

| | |
|--|---------------------------------------|
| 【法人関係】 定款・寄附行為等 登記事項証明書 役員の名及び住所を記載した名簿 資格事由に該当しない旨の誓約書 資機材を保有する旨の誓約書 駐車監視員資格者証の写し(2部以上) 事務所に係る資料 | 【各役員関係】 戸籍謄本又は抄本 登記事項証明書 診断書 |
|--|---------------------------------------|

記載要領 印欄には記載しないこと。

(裏)

収入証紙貼り付け欄

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

登録(更新)通知書

(主たる事務所の所在地)

(名称)

(代表者の氏名)

殿

第1項に規定する登録を行い、下記のとおり登録簿に
道路交通法第51条の8第6項に規定する登録の更新
登録したので通知します。

| | | |
|-----------|-------------|-------|
| 登録(更新)年月日 | 年 月 日(有効期限) | 年 月 日 |
| 登録番号 | 第 | 号 |

(注: 登録の更新は、有効期限の月前から日前までの間に申請してください。)

年 月 日

青森県公安委員会 印

登録(更新)申請に関する通知書

(主たる事務所の所在地)

(名称)

(代表者の氏名)

殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の8
第1項に規定する登録
第6項に規定する登録の更新

の申請については、下記の理由により登録(更新)しないこととしたので通知します。

理由

1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき青森県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、行政事件訴訟法に基づき青森県を被告として(訴訟において青森県を代表する者は青森県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりませんとされています。

年 月 日

青森県公安委員会 印

照会先

| |
|---|
| 〒030-0801 青森県青森市新町2丁目3番1号 青森県警察本部交通部指導課 電話 017 - 723 - 4211 |
|---|

公 営 企 業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第二号

青森県公営企業職員就業規則の一部を改正する規程

青森県公営企業職員就業規則（昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員倫理規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員倫理規程（平成十三年四月青森県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等へ

の職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十年十一月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十七号

青森県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員就業規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。

平成二十年十一月二十八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

青森県病院事業管理規程第十八号

青森県病院局職員倫理規程の一部を改正する規程

青森県病院局職員倫理規程（平成十九年三月青森県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成二十年十二月一日から施行する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県 （印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目一番七七号 東奥印刷株式会社 定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行